

【要約】

パズルの著作物性および複製権・翻案権について判示した事案

【事案の概要】

原告が創作した12問のパズルが被告により複製又は翻案されたとして、被告に対し、著作権侵害に基づく損害賠償を求めた事案である。

【裁判所の判断】

裁判所は、パズルの著作物性に関し、「(パズルが)、数学の代数や幾何あるいは物理のアイデア等を利用した問題と解答であっても、何らかの個性が創作的に表現された問題と解答である場合には、著作物としてこれを保護すべき場合が生じ得るし、これらのアイデアを、ありふれた一般的な形で表現したにすぎない場合は、何らかの個性が創作的に表現されたものではないから、これを著作物として保護することはできないというべきである。」とし、原告主張に係る12問のパズルのうち3問については、被告による著作権侵害(複製権、翻案権)を認定した。

著作権侵害が認められなかった9問のパズルについても類似性が認められるものの、これはアイデアないし数学的解法そのものがパズルとなっており、また、問題文や解答文は容易に理解できるようにシンプルな表現が用いられているにすぎないことから、これら原告作成の9問のパズルは著作物性が肯定されなかった。

また、世の中には類似のアイデアないし数学的解法が採用されたパズルが多数存在し、問題文や解答文はシンプルに表現されることが通常であることから、被告創作のパズルが原告作成のパズルに「依拠」して作成されたことを認定することは非常に困難である。なお、本件事案においては、被告創作の他のパズルもまた原告創作のクイズに類似している点についても「依拠」性判断を肯定する一事情として認定された。

この点、判決文においても指摘されているところであるが、問題文や解答文の著作物性が否定されたとしても、当該パズルに用いられたイラストが著作物としての保護を受けることはあり得ることから、イラストを含めてデットコピーしたパズルについては、著作権侵害が成立することとなる。

以上

(弁護士 井上 義隆)